

(別紙)

官庁施設の耐震診断結果等の公表について

1 公表の対象

「官公庁施設の建設等に関する法律」第 10 条に基づき国土交通大臣(官庁営繕部)が整備等を所掌する施設のうち、次のすべてに該当する官庁施設

- ・ 災害応急対策活動に必要な主な官庁施設、危険物を貯蔵・使用する等の官庁施設
(「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に規定する別表(一)から(十一)に掲げる官庁施設)
- ・ 階数3以上、かつ、延べ面積 1,000 m²以上のもの

2 公表の概要

今回の耐震性の公表は、国土交通省の官庁営繕部が所掌する393棟について、耐震診断等を行った結果、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設は217棟(55.2%)であり、満足しない施設は、176棟(44.8%)でした。満足しない施設のうち、特に耐震性が低い施設については、重点的に耐震化対策を実施します。

3 公表対象施設の耐震化の目標

耐震性の評価値 1.0未満の施設114棟を中心に耐震改修等の促進を図り、概ね10年以内(平成27年度末)に災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等の耐震化率が少なくとも9割(面積率)に達するよう努めて参ります。特に耐震性の低い施設については、早期の解消を図るよう耐震改修等の促進に努めて参ります。

4 耐震性の評価方法と安全性

「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づく耐震診断の方法は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第4条「基本方針」に基づく「特定建築物の耐震診断の指針」と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法として国土交通大臣により認定された方法で、「特定建築物の耐震診断の指針」に比べ、地震災害時における施設の重要度に応じて割り増しを行った目標性能としているなど安全側に余裕を持った評価方法です。構造体の耐震安全性は、「6 大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価」に示すとおり、評価値 1.0未満は、現行の建築基準法で求められる耐震性の水準を満足していないという評価となります。

今回の公表対象のうち、評価値が 0.5 未満のものは、すべて新耐震設計法の施行以前(昭和55年以前)のものです。これらの施設についても、中規模地震で損傷しないことについて建設当時の設計において検証されており、震度5強程度の中規模地震に対し損傷しないことが確認されています。

なお、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なるものであり、現に、この度の公表対象施設の中には、評価値が低い施設で、大規模地震である阪神・淡路大震災において、かなり強い地震動を受けたにもかかわらず、倒壊・崩壊に至らず継続使用している施設も含まれています。

5 官庁施設の耐震性の状況

耐震化率(dの割合) = 55. 2%(棟率)、63. 6%(面積率)

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

	総数	評 価						未診断
		旧耐震基準				新耐震基準		
		a	b	c	d	c	d	
本省官庁営繕部	21	5	2	2	5	0	7	0
北海道開発局	35	4	2	3	11	3	12	0
東北地方整備局	31	1	5	8	8	1	8	0
関東地方整備局	94	1	22	8	18	4	41	0
北陸地方整備局	20	2	4	0	8	2	4	0
中部地方整備局	33	5	3	8	8	2	7	0
近畿地方整備局	49	8	18	2	3	2	16	0
中国地方整備局	31	3	6	6	9	0	7	0
四国地方整備局	26	1	2	3	12	1	7	0
九州地方整備局	45	6	14	4	9	0	12	0
沖縄総合事務局	8	0	0	0	2	3	3	0
計	393	36	78	44	93	18	124	0

(凡例)

新耐震基準	建築基準法に基づく新耐震設計法(昭和56年)
総数	対象となる棟数
評価	耐震安全性の評価別の棟数
未診断	耐震診断の完了していない棟数

6 大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価

評価	I、II類施設の評価値	耐震安全性の評価※	備考
a	評価値 < 0.5	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	いずれも 中規模地震 で損傷しな いことを設 計において 確認してい る。
b	0.5 ≤ 評価値 < 1.0	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
c	I類 1.0 ≤ 評価値 < 1.5 II類 1.0 ≤ 評価値 < 1.25	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い、要求される機能が確保できないおそれがある。	
d	I類 1.5 ≤ 評価値 II類 1.25 ≤ 評価値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I類及びII類の施設では要求される機能が確保できる。	

※ 耐震安全性の評価における地震とは、震度6強～震度7程度の大規模地震のことをいう。

ここでの評価は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいて評価したものであり、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なる。

※評価値（官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年10月））

必要保有水平耐力の補正係数 α は、主に、昭和56年の建築基準法施行令改正前の施設について、柱の帯筋比等の仕様規定を満足できないことを踏まえ、次のように補正（低減）係数として考慮します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{「}Q_u\text{」}}{\alpha \times \text{「}Q_{un}\text{」}}$$

「 Q_u 」 : 保有水平耐力

「 Q_{un} 」 : 必要保有水平耐力

α : 既存不適格建築物を評価するための補正係数(1.0~2.4)

$$\alpha = \frac{\text{「}\alpha_d\text{」} \times \text{「}\alpha_m\text{」}}{U}$$

「 α_d 」: じん性補正係数(柱の帯筋比等の仕様規定不満足など)

「 α_m 」: モデル化による補正係数(近似的な置換処理の補正)

U : 劣化係数(経年や品質の劣化による補正)

※「官庁施設の総合耐震計画基準」(建設省営計発第100号平成8年10月24日建設事務次官決定)において施設が有すべき大地震動時及び大地震動後の耐震安全性の目標に応じた構造体の耐震安全性の分類

分類		活動内容	対象施設	耐震安全性の分類
災害応急対策活動に必要な施設	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	災害時の情報の収集、指令 二次災害に対する警報の発令 災害復旧対策の立案、実施 防犯等の治安活動 被災者への情報伝達	左記のうちの中核的施設	I類
		保健衛生及び防疫活動 救援物資等の備蓄、緊急輸送活動等	上記以外の施設	II類
一般官庁施設				III類

(上記のほか、救護施設、避難施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等については、その施設の状況に応じて、I類~III類の分類を行っている。)

7 個別施設の耐震性

個別施設の耐震性は、官庁営繕部ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/gobuild/>) に掲載します。